



# 家畜保健衛生所だより

R7.1.6

家畜等の移動の禁止又は制限の対象となる区域の変更について(西条市HPAI関係)

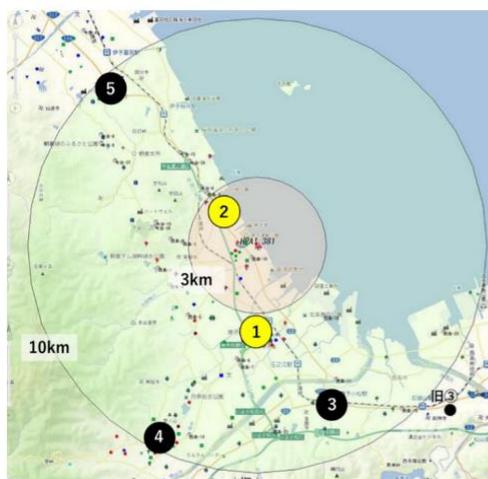
西条市の採卵鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザにおける搬出制限区域<sup>※1</sup>を、1月6日(月)6時に解除しました。

また、解除に伴い、下記のとおり消毒ポイントの運用を変更しています。

なお、移動制限区域<sup>※2</sup>については、1月17日(金)0時に解除する見込みです。

※1 発生農場から半径3kmから10km圏内の家きんや卵などの搬出を制限する区域

※2 発生農場から半径3km圏内の家きんや卵などの移動を禁止する区域



※養鶏関係車両は、区域内を通過する際に、消毒ポイントで必ず消毒をお願いします。

■ … 24時間 運用中  
■ … 閉鎖

区間	No.	消毒ポイント	運用
移動制限区域 (3km 区間)	①	西条市西部支所	24時間 運用中
	②	国道196号西条市河原津	24時間 運用中
搬出制限区域 (10km 区間)	③	西条市小松サービスセンター	1/6 から閉鎖
	④	周桑農協西部センター	1/6 から閉鎖
	⑤	JAおちいまばり JAグリーン富田育苗センター	1/6 から閉鎖

## ウイルス侵入防止対策及び農場周辺の消毒の再徹底を！

### ●日々の飼養衛生管理の徹底

- ・衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者の手指消毒の実施
- ・家きん舎ごとの専用靴の設置及び使用
- ・人・車両、野鳥を含む野生動物を介した農場・家きん舎内へのウイルス侵入防止対策の徹底

### ●綿密な健康観察の実施

鶏の健康観察(異状の有無の確認)を毎日数回行い、元気消失やうずくまりなど通常と異なる症状を発見した場合や死亡羽数がいつもの2倍以上になった場合は、出荷及び移動を自粛した上で、速やかに当所へ通報してください。

中予家畜保健衛生所

TEL 089-990-1333

携帯 090-6282-6129 (休日)